

業務委託契約書(案)

別添

公益財団法人燕三条地場産業振興センター(以下「甲」という。)と、〇〇〇(以下「乙」という。)とは、燕三条地場産センター(以下「センター」という。)内におけるレストラン・メッセピア(以下「本施設」という。)の営業に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

(目的)

- 第1条 甲は、乙に、本施設の営業及びこれに付帯する事務事業(以下「本業務」という。)を行うことを委託し、乙は、甲のため、本施設において本業務を行う。
- 2 乙は、本業務が、甲が行う地場産業振興事業の一環をなすものであることを理解し、地場産業振興の目的達成に協力するとともに、その提供する商品及びサービスが、甲の事業にふさわしい高度の水準を保つよう留意するものとする。

(本施設の範囲)

- 第2条 乙が本業務を行う施設は、次の施設であり、別添平面図のとおりである。
- レストラン(厨房、倉庫などを含む。) 面積 450.06㎡

(業務委託期間)

- 第3条 本業務の委託期間は、平成30年12月1日から平成35年3月31日までとする。
- 2 甲又は乙のいずれかが、前項の期間満了日の6か月前までに、本契約の解除を申し出ず、かつ本契約が第16条の規定により解除されないときは、本契約は5年間を有効期間として更新されるものとし、以後同様とする。

(委託手数料)

- 第4条 乙は、本業務を行うことへの対価として、次の各号に掲げる算式により計算した額の合算額を甲に支払うものとする。
- (1) 年間売上額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)のうち7千万円以下の額×5パーセント
- (2) 年間売上額のうち7千万円を超える額×2.5パーセント
- 2 前項に規定する年間とは、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 乙は、第1項に規定する委託手数料として、毎月300,000円を、当月末日(当月末日が土日・祝日に当たるときはその前日)までに、甲が指定する口座へ振り込む方法により支払わなければならない。なお、振込に係る費用は、乙の負担とする。
- 4 乙は、第2項に規定する期間満了後、4月14日(当日が土日に当たるときはその前日)までに、年間売上額を甲に報告しなければならない。その後、報告された年間売上額が適当と認められる場合には、第1項の規定により計算した額と第3項

の規定に基づき支払われた額との差額を、5月末日までに甲乙の間で精算する。

- 5 平成30年度及び4月1日から契約解除の日までの期間については、第1項第1号及び第2号の7千万円を、7千万円に当該期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額（千円未満切り上げ）として算定する。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。
- 6 乙が、第3項及び第4項の支払期日までに委託手数料を支払わない場合は、支払期日の翌日から支払いを完済する日までの日数に応じ、その支払金額に対して年14.6%の割合による遅延損害金を甲に支払わなければならない。

第4条の2 前条に定める委託手数料を下限に、甲は、正当な理由があると認めるときは、乙と協議のうえ委託手数料を改定することができるものとする。

(共益費の負担等)

- 第5条 本業務に必要なガス代、電気代（冷暖房代を含む。）、警備費、建物維持管理経費などの諸費用は、名義の如何を問わず、共益費として乙が負担する。
- 2 前項の定めにかかわらず、本施設に係る水道代、清掃代（グリストラップ清掃を含む。）及び廃棄物処理費用は、乙が乙の負担で実施する。
 - 3 乙は、前各項に定める費用のうち、甲が、甲の負担となる費用と共に一括して支払うものについては、甲の請求により、翌月末日（翌月末日が土日・祝日に当たるときはその前日）までに、甲の指定する方法により、甲に支払わなければならない。なお、振込にかかる費用は、乙の負担とする。
 - 4 前項により甲が乙に支払いを求める費用については、甲は、甲が当該費用算定に要する費用を加算して請求することができるものとする。
 - 5 乙が、第3項の支払期日までに第1項の共益費を支払わない場合は、支払期日の翌日から支払いを完済する日までの日数に応じ、その支払金額に対して年14.6%の割合による遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(保証金)

- 第6条 乙は、甲に対して、保証金として、平成30年12月1日限り、金〇〇〇万円（注：一年間の委託料相当額）を預託するものとする。
- 2 乙は、前項の保証金を、甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払わなければならない。なお、振込にかかる費用は、乙の負担とする。
 - 3 甲は、第1項に定める保証金を無利子で保管し、本契約の終了時に、乙による本施設の原状回復（第15条に規定するもの）と引換えにこれを乙に返還するものとする。ただし、甲は、乙に対し履行期の到来した債権がある場合は、いつでもこれを対当額で相殺することができる。
 - 4 前項ただし書きの場合において、乙は、その旨の通知を受けた日から7日以内に、保証金の不足額を補填しなければならない。

(屋号、営業日、営業品目及び価格等)

第7条 乙は、営業日、営業時間、販売商品及びその価格、その他本業務に関する基本事項を、営業開始前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

2 前項に定める事項を変更する場合も、変更前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

3 乙は、本施設の利用人数及び売上額（現金、売掛金、消費税及び地方消費税、サービス料を含む。）を、別に定める様式により翌月15日までに甲に報告しなければならない。

(模様替え等の事前申請)

第8条 乙は、本施設の造作、設備、レイアウト等を変更しようとするとき、及び看板、サイン等工作物を設置しようとするとき等は、事前に書面により甲に申請し、甲の書面による承諾を得なければならない。

2 前項の造作変更等に要する費用は、乙の負担とする。

(第三者への再委託等の禁止)

第9条 乙は、本業務を第三者に再委託し、又は乙が設置した設備備品類に賃借権その他第三者が当該設備類を使用できる権利を設定してはならない。

2 乙は、本契約上の権利の全部又は一部を、第三者に譲渡してはならない。

(善管注意義務等)

第10条 乙は、本施設（厨房用品、食器類等を含む。）について、善良な管理者の注意をもって使用管理し、修理等の必要が生じた場合は、速やかに甲に通知し、甲乙協議のうえ、修理等を行うものとする。

2 乙は、本施設及び乙が本施設内で販売する商品等を常に良好な衛生状態に保たなければならない。

3 乙は、乙がその責めに帰すべき事由により本施設を損壊したときは、その賠償責任を負う。

4 本業務の遂行に当たり顧客から苦情を受け、あるいは第三者に損害を与えたときは、乙は速やかに文書をもって甲に報告し、甲乙協議のうえ、乙の責任においてこれを解決するものとする。損害の賠償を要する場合は、過失の有無にかかわらず、乙がその賠償責任を負い、甲及び顧客に迷惑を及ぼさないものとする。

5 甲は、本施設の保安対策のため、乙による本施設の営業時間外に、甲が委託した警備員等に、本施設内を巡回させることができるものとする。

(火災保険等)

第11条 乙は、本契約の有効期間中、乙の費用をもって本施設に係る火災保険及び本業務に係るPL保険に加入しなければならない。

(営業に係る許認可等)

第12条 乙は、本業務の遂行に当たり、必要となる行政上の各種許認可や届出等の諸手続を、乙の責任と費用において、適法に取得または履行しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第13条 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において、自己及び自己が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を順守することを表明し、保証し、誓約する。

- (1) 反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体又はその構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員又は個人。以下同じ。)でないこと
- (2) 主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと
- (3) 反社会的勢力を利用しないこと
- (4) 反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと
- (5) 役員等が反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと

(甲による調査等)

第14条 甲は、甲が必要と認めるときは、乙に対して、本業務に関する調査、資料の提出、報告等を求めることができる。

2 乙は、甲による前項の調査等を拒み、妨げ、または怠ってはならない。

(本契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、通知又は催告なく本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の条項のいずれかに違反したとき
 - (2) 乙を所管する官庁から営業の取消又は停止の処分を受けたとき
 - (3) 財産の差押え、仮処分等の強制執行又は破産もしくは競売の申立を受けたとき
 - (4) 乙に大幅な変更が生じ、甲がこの契約の継続を不相当と認めたとき
 - (5) その他、甲の事務事業に重大な支障を及ぼしたとき
- 2 甲は、必要止むを得ない事由が生じたときは、本契約を解除することができる。
- 3 乙は、甲との協議により、甲の承諾を得た場合に限り、本契約を解除することができる。

(原状回復)

第16条 乙は、第3条に規定する業務委託期間が満了したとき、又は前条の規定により本契約が解除されたときは、甲が指定する期日までに本施設を原状回復しなけ

ればならない。なお、原状とは、平成31年3月1日の本施設の状態を指す。ただし、甲は、甲の判断により、乙の原状回復義務の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第17条 乙は、乙又は乙の使用人、請負人、若しくはそれらの使用人等が、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第15条第2項の規定により本契約が解除されたことにより乙に直接損害が生じたときは、甲に対して、その賠償を請求することができる。

3 乙は、第3条に規定する業務委託期間が満了したときにおいては満了日まで、又は第15条の規定により本契約が解除されたときにおいては甲が指定する期日までに原状回復しないときは、原状回復すべき期日の翌日から原状回復した日までの期間に應ずる、直近1か年平均の委託手数料及び共益費の3倍に相当する金額の損害賠償金を甲に支払わなければならない。

(有益費用等の放棄)

第18条 乙は、業務委託期間の満了、又は本契約の解除によって本契約が終了する場合、乙が支出した本施設改良のための有益費、本業務に必要な修繕費その他の費用を、甲に請求しないものとする。

(疑義等の協議)

第19条 本契約の解釈に疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙が協議して決定する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成30年12月1日

甲 新潟県三条市須頃1丁目17番地

公益財団法人燕三条地場産業振興センター
理事長 國定 勇人

乙 ○市○町○番地

○○○○○会社
代表取締役 ○○ ○○